労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、エアーニッポン乗員組合から、訓練生の正社員化等の要求に関して、平成22年３月３日以降、同組合の組合員が従事するエアーニッポン株式会社の全職場（北海道、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成22年３月２日

厚生労働大臣　長妻　　昭

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、エアーネクスト乗員組合から、訓練生の正社員化等の要求に関して、平成22年３月３日以降、同組合の組合員が従事するエアーネクスト株式会社の全職場（北海道、宮城県、千葉県、新潟県、愛知県、福岡県、長崎県、大分県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成22年３月２日

厚生労働大臣　長妻　　昭

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、エアーニッポンネットワーク乗員組合から、単身赴任手当の増額等の要求に関して、平成22年３月４日以降、同組合の組合員が従事する株式会社エアーニッポンネットワークの全職場（北海道、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、島根県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県及び大分県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成22年３月２日

厚生労働大臣　長妻　　昭

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、エアーセントラル乗員組合から、特別有給休暇日数の増加等の要求に関して、平成22年３月３日以降、同組合の組合員が従事するエアーセントラル株式会社の全職場（宮城県、秋田県、千葉県、新潟県、愛知県、大阪府、鳥取県、徳島県、愛媛県及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成22年３月２日

厚生労働大臣　長妻　　昭

囲 碁 篇

平成22年度技術士第一次試験の実施

技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第１条の規定に基づき、平成22年度技術士第一次試験の実施について、次のとおり公告する。

平成22年３月２日

文部科学大臣　川端　達夫

平成22年度技術士第一次試験の実施について

１．受験資格　年齢、学歴、業務経歴等による制限はない。

２．試験の方法　試験は、筆記試験により行う。

３．試験科目　試験は、総合技術監理部門を除く20の技術部門について行う。

⑴　基礎科目として、科学技術全般にわたる基礎知識。

⑵　適性科目として、技術士法第４章（技術士等の義務）の規定の遵守に関する適性。

⑶　共通科目として、数学、物理学、化学、生物学及び地学のうち受験者があらかじめ選択する２科目。

⑷　専門科目として、受験者があらかじめ選択する１技術部門に係る基礎知識及び専門知識。

なお、一定の学歴又は資格を有する者については、技術士法施行規則第６条に基づいて試験の一部を免除する。

４．試験の日時、試験地及び試験会場

期日　平成22年10月11日（月）

時間　午前９時から午後５時までの間であらかじめ受験者に通知する。

試験地及び試験会場　次のうち、受験者があらかじめ選択する試験地において行う。

北海道、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県。

なお、試験会場については、９月上旬の官報に公告するとともに、あらかじめ受験者に通知する。

５．受験申込受付期間

⑴　郵送及び窓口受付　平成22年６月15日（火）から７月２日（金）（土曜日・日曜日を除く。）

受験申込書類は、社団法人日本技術士会あて書留郵便（７月２日（金）までの消印のあるものは有効。）で送付するか又は同会へ持参すること。

なお、同会の受験申込受付時間は、月曜日から金曜日までの午前10時から正午及び午後１時から午後５時までである。

⑵　インターネット受付　平成22年６月１日（火）から６月14日（月）まで

受験申し込みは、社団法人日本技術士会ホームページ（URL　http://www.engineer.or.jp/）の電子申請窓口により申請する。

６．受験申込書類

⑴　技術士第一次試験受験申込書（６ヵ月以内に撮った半身脱帽の縦4.5cm、横3.5cmの写真１枚貼付）

⑵　技術士法施行規則第６条に該当する者については、免除事由に該当することを証する証明書又は書面を提出すること。

７．受験手数料　11,000円

８．試験の実施に関する事務を行う機関及び申込書類提出先　指定試験機関　社団法人　日本技術士会　〒105―0001　東京都港区虎ノ門４丁目１番20号　田中山ビル８階　電話番号　03―3459―1333

９．「受験申込書」及び「受験の手引」の取り扱い　受験申込書を請求する者は、６月１日（火）から社団法人日本技術士会及び同会の北海道（札幌市）、東北（仙台市）、北陸（新潟市）、中部（名古屋市）、近畿（大阪市）、中・四国（広島市）、九州（福岡市）の各支部等まで申し出ること。

なお、郵送を希望する者は、その送付先を記した封筒（封筒の大きさは、角型２号240㎜×332㎜）に所定の金額の郵便切手を貼付したものを同封して申し出ること。また、その際、「受験の手引」が必要な者は所定の金額の定額小為替証書（郵便局で購入）を同封すること。

上記の郵便切手及び「受験の手引」の金額については、社団法人日本技術士会ホームページ（URL　http://www.engineer.or.jp/）参照若しくは同会に直接問い合わせること。

10．受験申込書記載事項の変更　受験申込書が受理された後、当該申込書に記載されている氏名、本籍地、現住所に変更が生じたときは、その都度、氏名、受験番号を明らかにして、その旨を社団法人日本技術士会へ届けること。

11．合格発表　平成22年12月に、試験に合格した者の氏名を技術士第一次試験合格者として官報で公告するとともに、本人あてに合格証を送付する。

合格発表後、全受験者に成績を通知する。

12．正答の公表　試験終了後速やかに試験問題の正答を公表する。

平成22年度技術士第二次試験の実施

技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第１条の規定に基づき、平成22年度技術士第二次試験の実施について、次のとおり公告する。

平成22年３月２日

文部科学大臣　川端　達夫

平成22年度技術士第二次試験の実施について

１．受験資格　技術士補となる資格を有し、次のいずれかに該当する者

⑴　技術士補として技術士を補助したことがある者で、その補助した期間が通算して次に定める期間（⑵の期間を算入することができる。）を超える者。

①　総合技術監理部門を除く技術部門　４年

②　総合技術監理部門　７年

⑵　科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価（補助的業務を除く。）又はこれらに関する指導の業務を行う者（注１）の監督（注２）の下に当該業務に従事した者で、その従事した期間が技術士補となる資格を有した後通算して次に定める期間（⑴の期間を算入することができる。）を超える者。

①　総合技術監理部門を除く技術部門　４年

②　総合技術監理部門　７年

（注１）　７年を超える業務経験を有し、かつ受験者を適切に監督することができる職務上の地位にある者。